

にかほ市スポーツ大会等出場者激励金交付内規

(趣旨)

第1条 この内規は、スポーツ活動の全国大会等に出場する個人又は団体に対して激励金を交付し、もって市民のスポーツ活動の推進を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 予選、選考を経て、県、市の代表として次条の大会等に選手、補欠、マネージャー（以下「選手等」という。）、監督又はコーチ等として出場する個人又は団体で、市民又は市内の高校に在学しているものとする。

2 団体の場合、監督、コーチ等は最大2人までとし、選手等が5人未満のときは1人までとする。

(交付対象の大会)

第3条 交付対象の大会は、次のとおりとする。

- (1) 社会人 国民スポーツ大会、その他競技スポーツに係る全国大会及び生涯スポーツに係る全国大会
- (2) 大学生 国民スポーツ大会、その他競技スポーツに係る全国大会及び生涯スポーツに係る全国大会
- (3) 高校生 全国選抜大会、インターハイ及び国民スポーツ大会、その他競技スポーツに係る全国大会及び生涯スポーツに係る全国大会
- (4) 中学生 国民スポーツ大会、その他競技スポーツに係る全国大会及び生涯スポーツに係る全国大会
- (5) 小学生 日本及び東北スポーツ少年団本部が主催する全国及び東北規模の大会、その他競技スポーツに係る全国及び東北規模の大会及び生涯スポーツに係る全国及び東北規模の大会

2 大会出場に当たり、本市の他の制度により補助金等の交付を受ける場合は、交付の対象としない。

(激励金の額等)

第4条 激励金の額は、個人、団体を問わず1人につき次の額とする。

- (1) 社会人及び大学生

ア 国民スポーツ大会及び国際大会予選会 10,000円

イ ア以外の大会 5,000円

(2) 高校生 10,000円

(3) 中学生 5,000円

(4) 小学生

ア 全国大会 5,000円

イ 東北ブロック大会・東日本大会 2,000円

2 前条の大会が片道100キロメートル以内で開催される場合は、前項の1/2の額とする。経路については、最も経済的な通常の経路で積算する。

3 団体競技において10人以上の選手により出場する場合には、10万円を限度とする。
(激励金の申請)

第5条 激励金の申請については、出場選手本人又は保護者とする。なお、団体出場の場合は、所属団体代表が申請を行うことができるものとする。

(申請の手続き)

第6条 激励金の交付を受けようとする者又は団体は、次の必要書類を提出するものとする。

(1)にかほ市スポーツ大会等出場者激励金交付申請書(様式第1号)

(2)大会出場に至った経緯が確認できるもの(予選大会の要項及び結果表、各競技協会からの派遣依頼文書の写し等)

(3)出場した大会のプログラム等の写し(要項、氏名、結果)

(交付の決定)

第7条 激励金の交付を決定したときは、にかほ市スポーツ大会等出場者激励金交付決定書(様式第2号)により申請者に通知し、激励金を交付するものとする。

(その他)

第8条 国際大会への出場その他市長が特に認めた大会への出場については、予算の範囲内で市長が定めた額を補助する。

随則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

令和7年10月1日一部改定